

令和8年5月29日
北九州市財政・変革局

報道機関各位

固定資産税・都市計画税に係る督促状の誤発送について

令和8年度固定資産税・都市計画税において、一部の方に誤って督促状を発送するという事案が発生いたしました。

誤発送の対象となった皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

記

1 事案の概要

(1) 対象税目

令和8年度 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)第1期分
(納期限:令和8年4月30日)

(2) 誤発送の件数

48件

(3) 内容

督促状は、本来、納税通知書の発送後、納期限までに納付されていない方に送付するものです。今回、死亡等で納税通知書を発送しておらず、督促の対象とならない方に対し、督促状を発送したものです。

2 経緯

- ・令和8年5月20日(水): 督促状を発送
- ・令和8年5月28日(木): 督促状を受け取った方から、市税事務所へ「納税通知書が届いていないのに督促状が届いた」との問い合わせがあり、事案が発覚。これを受け、調査を実施し、誤発送が判明。

3 原因

納税通知書の発送を保留したものなどについては、システムが自動作成する督促状の「発送停止処理」を行う必要があります。今回、一部の対象者について、この停止処理の漏れが発生したことによるものです。

発送停止の処理が漏れた原因を究明したうえで、早急に対策を講じ、再発防止に努めてまいります。

4 対象となった方へのご案内

対象の方で、個別に連絡が取れた方については督促状を回収させていただきます。身に覚えのない督促状が届いた方は、市税事務所固定資産税課にお問い合わせください。

納税通知書が届いていないにもかかわらず督促状が届いた方は、誤って納付しないようご注意ください。また誤って納付された方に対しては、還付いたします。

【誤発送に関する市民の問合せ先(平日 8 時30分から 17 時 15 分まで)】

門司区、小倉北区、小倉南区に土地・家屋を所有している方

財政・変革局東部市税事務所固定資産税課

電話 093-582-3370

若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区に土地・家屋を所有している方

財政・変革局西部市税事務所固定資産税課

電話 093-642-1462

【問合せ先】

財政・変革局税務部固定資産税課

電話 093-582-2035

担当 (課長)森園(もりその) (係長)木村(きむら)